

仕 様 書

件 名	小荷物専用昇降機押釦交換役務	作成年月日	令和8年 / 月 20日
		所 属	業務隊管理科営繕班
		作成者	防衛事務官 中田光彦

1 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊湯布院駐屯地で実施する「小荷物専用昇降機押釦交換役務」について適用する。

(2) 場 所

陸上自衛隊湯布院駐屯地 大分県由布市湯布院町川上941

2 概 要

120号建物に設置してある小荷物専用昇降機(2基)の押釦交換を実施する。

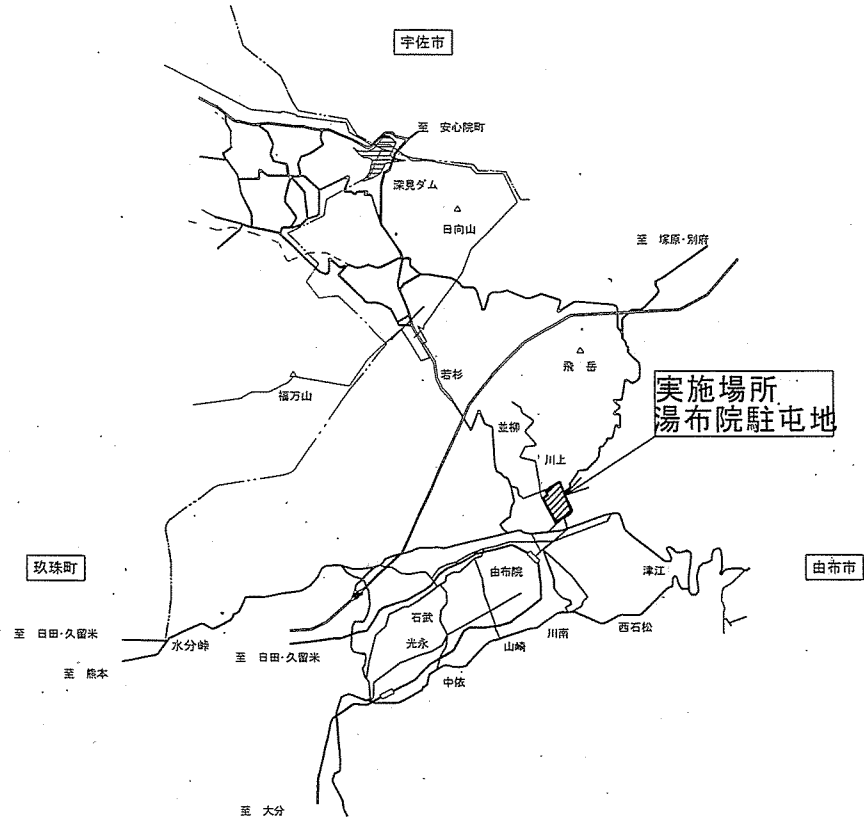
メーカー	仕 様	数 量
日 立 ビルシステム	型 式 小荷物専用昇降機 DF-300SR-B45	(No.1号機)
		<ul style="list-style-type: none"> ・押釦文字「1」 1個 ・押釦文字「2」 1個 ・押釦文字「呼」 2個
		(No.2号機)
		<ul style="list-style-type: none"> ・押釦文字「1」 1個 ・押釦文字「2」 1個 ・押釦文字「呼」 2個

3 一般事項

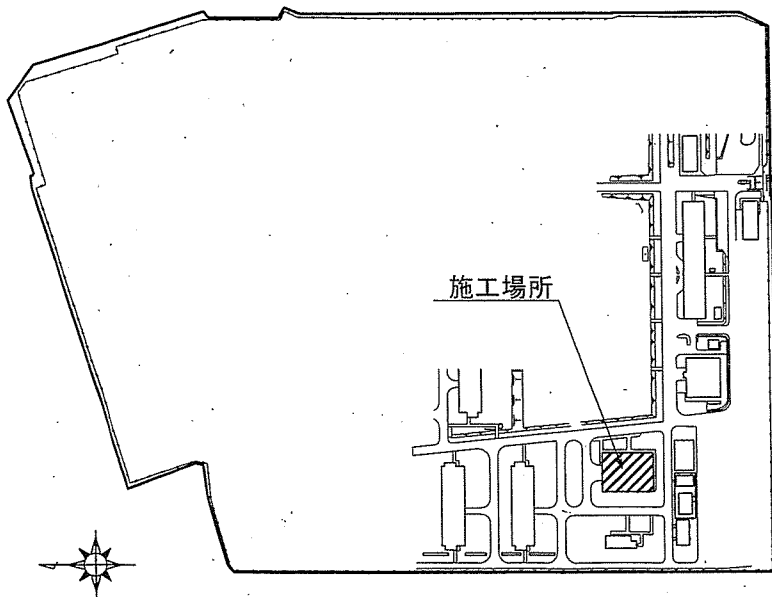
- (1) 本役務は、本仕様書、製造メーカー仕様、取扱説明書及び関係諸法規を遵守し実施するものとする。
- (2) 本役務の写真は、作業着手前、完了、主要な作業状況及び係官の指示する箇所を撮影するとともに、作業後隠蔽となる部分は確実に写真管理を実施するものとする。作業完了後、A4判工事写真帳に整理し係官に提出するものとする。
- (3) 本仕様書等に記載なき事項といえども技術上当然施工すべき事項については、請負者の負担において実施するものとする。
- (4) 作業は他の施設に損傷を与えないように十分に注意して実施し、万一損傷を与えた場合は請負者の負担において原状復旧するものとする。
- (5) 本仕様書及び作業に際し疑義を生じた場合は、係官と協議のうえ実施するものとする。
- (6) 本役務にあたっては、火災予防、安全管理に十分留意するものとする。
- (7) 作業日程は、事前に係官と調整するものとする。
- (8) 本役務において発生した金属くずは部隊へ引き渡すものとし、それ以外の廃棄物は廃棄物処理法等関係書法令に基づき適切に処分する。

4 特記事項

- (1) 作業完了後、メーカー技術者による運転確認を行い異常なく作動することを確認する。
- (2) 本作業において、他に修理が必要な箇所等を確認した際は、報告書及び見積もりを提出する。

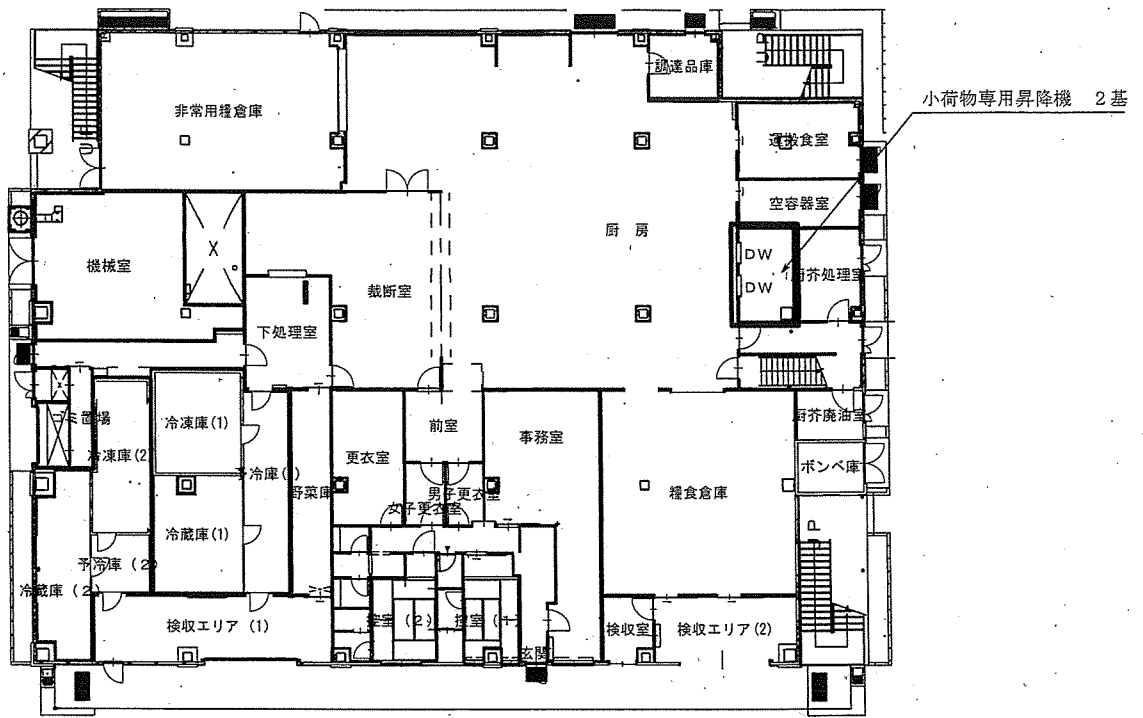


案内図 (S=1:X)



駐屯地 配置図 (S=1:X)

件名	小荷物専用昇降機押卸交換役務			
図面	案内図、配置図			
縮尺	図示	作成年月日	令和8年 月 日	図面番号 2/3
陸上自衛隊 湯布院駐屯地				



1階平面図 (S=1:X)

件名	小荷物専用昇降機押卸交換役務				
図面	平面図				
縮尺	図示	作成年月日	令和8年 月 日	図面番号	3 / 3
陸上自衛隊 湯布院駐屯地					